

議案第27号「東村山市暴力団排除条例」に対する附帯決議

上記の件に関し、別紙のとおり、附帯決議を提出する。

平成24年10月3日提出

提出者 東村山市議会議員

奥谷 浩一

佐藤 真和

朝木 直子

矢野 穂積

福田かづこ

島崎よう子

東村山市議会議長 熊木 敏己 殿

---

平成24年 月 日

---

東村山市議会議長 熊木 敏己

議案第 27 号「東村山市暴力団排除条例」に対する附帯決議

本条例は、個人情報保護の観点から、条例施行後の運用に懸念が残る。

よって、東村山市議会は、本条例施行、規則等の整備、運用にあたっては、市民の個人情報保護に十分配慮した運用を行うことを求め、「東村山市暴力団排除条例」に対する附帯決議とする。